

財務監査（随時監査）等の結果について

監査委員は、令和5年8月28日から同年11月16日までの間に、本庁機関1か所及び出先機関3か所について財務監査（随時監査）及び臨時行政監査を実施しました。なお、指摘事項は認められませんでした。

1 監査の内容

監査委員が必要があると認めるときに、財務に関する事務の執行等を対象に行う財務監査（随時監査）及び財務監査の対象を除く事務の執行を対象に行う臨時行政監査を、次のとおり実施しました。

(1) 年度末財務監査

令和5年の財務監査（定期監査）を令和4年度の途中に実施した出先機関のうち神奈川県平塚土木事務所及び神奈川県藤沢土木事務所に対し、当該監査実施後の財務の執行を中心として監査を実施しました。

(2) 補完的財務監査

令和5年の財務監査（定期監査）の結果、指摘等が認められた出先機関のうち神奈川県畜産技術センターに対し、その後の対応などについて、補完的に監査を実施しました。

(3) 臨時財務監査及び臨時行政監査

新型コロナウイルス感染症対策への対応状況等に鑑み、令和3年度の事務事業を対象とした財務監査を実施していなかった健康医療局医療危機対策本部室に対し、事務事業を対象として臨時財務監査を実施するとともに、併せて臨時行政監査を実施しました。

2 監査の結果

監査の結果、不適切事項及び要改善事項は認められませんでした。その詳細は、別添「監査の結果に関する報告について」（令和5年12月6日付け）のとおりです。

不適切事項とは、「法令等に違反するもの」、「不経済な行為又は損害が生じているもの」、「事務処理等が適切を欠くもの」などに該当するものです。

要改善事項とは、「経済性、効率性又は有効性の観点から改善が必要なもの」、「事務・事業の執行に当たり、今後、改善又は見直しが必要なもの」に該当するものです。

問合せ先

神奈川県監査事務局総務課
課長 塩野 電話 045-285-5053
副課長 芳賀 電話 045-285-5054